

ONHK個人情報保護規程

〔 制定 会長指示
平成 16.12.21 〕

改正 平成 19. 4. 16
平成 20.11.18
平成 23. 6. 6
平成 27. 3. 16
平成 27. 7. 28
平成 28. 1. 5
平成 29. 4. 18
2019. 3. 12
2019.12.24

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 利用目的と適正取得（第4条－第10条）
- 第3章 安全管理措置（第11条－第17条）
- 第4章 第三者提供（第18条－第21条）
- 第5章 保存期間（第22条）
- 第6章 開示等の求め（第23条－第33条）
- 第7章 再検討の求め（第34条－第40条）
- 第8章 匿名加工情報（第41条－第45条）
- 第9章 実施・運用（第46条－第51条）
- 第10章 視聴履歴・非特定視聴履歴の取扱い（第52条－第54条）
- 第11章 外国法による規律（第55条）
- 第12章 補則（第56条－第57条）

付 則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、日本放送協会（以下「NHK」という。）が、NHK個人情報保護方針に基づき、個人情報を適正に取り扱うために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 特に定めのある場合を除き、この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 従業者 NHKの役職員その他NHKの指揮命令系統に属しNHKの業務に従事している者（雇用関係にある職員、契約職員（雇用型、委託型）、スタッフ就業規則で定義するスタッフ、嘱託および派遣労働者のほか、役員等を含む。）
- 二 個人情報 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（以下「個人情報保護法」という。）第2条第1項に規定する個人情報をいう。
- 三 個人情報データベース等 個人情報保護法第2条第4項に規定する個人情報データベース等をいう。
- 四 個人データ 個人情報保護法第2条第6項に規定する個人データをいう。
- 五 保有個人データ 個人情報保護法第2条第7項に規定する保有個人データをいう。

- 六 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- 七 要配慮個人情報 個人情報保護法第2条第3項に規定する要配慮個人情報をいう。
- 八 匿名加工情報 個人情報保護法第2条第9項に規定する匿名加工情報をいう。
- 九 放送受信者等 総務省「放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン」（以下「放送受信者ガイドライン」という。）に定義される「放送受信者等」をいう。
- 十 受信者情報取扱事業者 放送受信者ガイドラインに定義される「受信者情報取扱事業者」をいう。
- 十一 視聴履歴 放送受信者等の個人情報であって、特定の日時において視聴（電気通信回線を通じて一般の利用に供する場合の視聴も含む。）する放送番組を特定することができるものをいう。ただし、当該特定の日時のごとに個人情報を提供する本人の意図が明らかなものを除く。
- 十二 非特定視聴履歴 放送受信者等の視聴（電気通信回線を通じて一般の利用に供する場合の視聴も含む。）に伴って収集される情報のうち、特定の日時において視聴する放送番組を特定することができるが、特定の放送受信者等を識別することができず、かつ、他の情報と容易に照合することにより特定の個人を識別することができないもの
- 十三 NHKオンデマンドサービス NHKが放送した放送番組およびその編集上必要な資料その他のNHKが放送したまたは放送する放送番組に対する理解の増進に資する情報（これらを編集したものを含む。）を、日本国内において、有料で電気通信回線を通じて、一般の利用に供するサービスおよびこれに附随するサービスの総称

（適用）

第3条 NHKは、この規程に基づき、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

- 2 個人情報保護法第76条第1項の規定に基づき、NHKが次の各号に掲げる者として個人情報を取り扱う場合に、その個人情報を取り扱う目的の全部または一部がそれぞれ当該各号に規定する目的であるときは、この規程は適用しない。
 - 一 報道機関 報道の用に供する目的
 - 二 著述を業として行う者 著述の用に供する目的
 - 三 学術研究を目的とする機関もしくは団体またはそれらに属する者 学術研究の用に供する目的

第2章 利用目的と適正取得

（利用目的の特定）

- 第4条 個人情報を取り扱うにあたっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り具体的に特定する。
- 2 個人情報を第三者へ提供することを利用目的とする場合には、当該利用目的において、当該第三者の範囲を、当該第三者のすべての氏名または名称の表示その他の客観的に当該第三者を特定できる方法による表示をすること等により、できる限り具体的に明らかにするよう努める。
 - 3 個人情報を複数の事業の用に供することを利用目的とする場合には、当該利用目的において、当該複数の事業の各々の内容をできる限り具体的に特定する。
 - 4 利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲内で行う。

（利用目的による制限）

- 第5条 前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱う場合は、あらかじめ本人の同意を得る。
- 2 前項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
 - 一 法令に基づく場合
 - 二 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

- 三 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 四 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(取得の範囲の制限)

第6条 個人情報の取得は、NHKの業務に必要な範囲内で行うよう努める。

(適正な取得)

- 第7条 個人情報の取得は、適法かつ適正な手段によって行うものとし、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。
- 2 次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。
 - 一 法令に基づく場合
 - 二 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 三 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 四 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - 五 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、個人情報保護法第76条第1項各号に掲げる者、外国政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、国際機関または外国において個人情報保護法第76条第1項各号に掲げる者に相当する者により公開されている場合
 - 六 本人を目視し、または撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合
 - 七 第18条第8項各号に掲げる場合において、個人データである要配慮個人情報の提供を受けるとき。

(放送受信者等の個人情報の適正な取得)

- 第8条 放送受信者等の個人情報を直接本人から取得するときは、当該放送受信者等が誤って認識することを防止するために、当該放送受信者等に対し、NHKの名称を明示しなければならない。
- 2 NHKは、その放送番組の視聴に伴い放送受信者等による発信が行われる個人情報を受信者情報取扱事業者を取得させるときは、当該放送番組において、当該放送受信者等に当該受信者情報取扱事業者の氏名または名称を了知させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(取得に際しての利用目的の通知等)

- 第9条 個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、または公表する。
- 2 前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示する。ただし人の生命、身体または財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。
 - 3 利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、または公表する。
 - 4 前3項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
 - 一 利用目的を本人に通知し、または公表することにより本人または第三者の生命、身体、財産その他

の権利利益を害するおそれがある場合

- 二 利用目的を本人に通知し、または公表することによりNHKの権利または正当な利益を害するおそれがある場合
- 三 国の機関または地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、または公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- 四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

(データ内容の正確性の確保)

第10条 利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努める。

第3章 安全管理措置

(安全管理措置)

第11条 個人データの漏えい、滅失またはき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置（以下「安全管理措置」という。）を講じる。

(管理責任者)

第12条 個人データの安全管理措置については、部局長をその責任者とする。

(安全管理措置として講じる事項)

第13条 個人データについては、次に掲げる安全管理措置により、適切に管理を行う。

- 一 個人データの記録された物を保管する場所への出入りの管理（当該出入りを行うことに必要な権限を有する者の範囲の限定を含む。）
 - 二 個人データに係るアクセスを行うための電子計算機の利用の管理
 - 三 第1号の場所からの個人データの記録された物の持出しの管理（当該持出しの方法の限定を含む。）
 - 四 個人データに係るアクセスの管理（アクセス権限者の限定、アクセス権限者の確認、当該アクセス記録の保管を含む。）
 - 五 個人データの記録された物の紛失、盗難およびき損を防止するために必要な措置
 - 六 個人データに係る電気通信回線を通じた不正なアクセスを防止するために必要な措置
- 2 前項の安全管理措置については、本規程によるほか、別に定めるところによる。

(従業者の監督)

第14条 従業者に個人データを取り扱わせるにあたっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行う。

- 2 前項の監督を行うにあたっては、従業者を対象に、個人データの取扱いに係る従業者間の責任の分担および個人データの適正な取扱いについて、当該個人データの安全管理が図られるために必要な研修その他の啓発を行う。

(委託先の選定)

第15条 個人データの取扱いの全部または一部を委託する場合（個人データの取得を伴う業務を委託する場合を含む。以下同じ。）は、その取扱いを適正かつ確実に行うことができると認められる者の中から委託先を選定するための基準を定め、当該基準に従って委託先を選定する。

(委託先の監督)

第16条 個人データの取扱いの全部または一部を委託する場合は、その取扱いを委託した個人データの安全管理が図られるよう、委託先に対する必要かつ適切な監督を行う。

- 2 委託先に対して前項の監督を行うにあたっては、委託先との契約において、次に掲げる事項を適正かつ明確に定めるとともに、定期的に、社会経済情勢の変化、安全管理のための措置の実施の状況等を勘案しつつ、当該契約の内容について見直しを行う。
 - 一 委託先がその取扱いを委託された個人データの漏えい、滅失またはき損の防止のために講じる必要かつ適切な措置の内容
 - 二 NHKおよび委託先の責任に関する事項（委託先がその取扱いを委託された個人データの取扱いに関して知り得た秘密を漏らしてはならない旨を含む。）
 - 三 委託先がその取扱いを委託された個人データの取扱いの全部または一部を再委託する場合における当該再委託に関する事項（当該委託先が、その取扱いを適正かつ確実にを行うことができると認められる者の中から再委託先を選定するための基準を定め、当該基準に従って再委託先を選定する旨および当該再委託先に対する必要かつ適切な監督を行う旨を含む。）
- 四 契約終了時の個人データの取扱いに関する事項
- 五 契約の内容を遵守しなかった場合の措置に関する事項

（受信機に記録された個人情報の管理）

- 第17条 放送受信者等が使用する記憶装置を有する放送受信用の受信機に記録された個人情報が、当該受信機と接続された電気通信回線設備を用いて、NHKが放送する放送番組の放送受信者等による視聴に伴い発信されることが可能なときは、当該個人情報の漏えい、滅失またはき損を防止するために、次に掲げる措置を講ずるよう努める。
- 一 暗号を用いた方法その他の通信の当事者以外の者がその内容を復元できないようにする方法により、発信された当該個人情報を取得することとされている者以外の者が当該個人情報を取得することを防止するために必要な措置
 - 二 当該個人情報が発信されるようにするために当該放送番組において送信される情報の検証その他の当該放送受信者の意思に反して当該個人情報が発信されることを防止するために必要な措置

第4章 第三者提供

（第三者提供の制限）

- 第18条 個人データを第三者に提供するときは、あらかじめ本人の同意を得る。ただし、次に掲げる場合を除く。
- 一 法令に基づく場合
 - 二 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 三 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 四 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 2 第三者に提供される個人データ（要配慮個人情報および視聴履歴を除く。以下この項において同じ。）について、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。
- 一 第三者への提供を利用目的とすること
 - 二 第三者に提供される個人データの項目
 - 三 第三者への提供の方法
 - 四 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること
 - 五 本人の求めを受け付ける方法

- 3 前項第2号、第3号または第5号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。
- 4 前2項の規定による通知または容易に知り得る状態に置く措置は、次に掲げるところにより、行うものとする。
 - 一 第三者に提供される個人データによって識別される本人（次号において「本人」という。）が当該提供の停止を求めるのに必要な期間をおくこと。
 - 二 本人が第2項各号に掲げる事項を確実に認識できる適切かつ合理的な方法によること。
- 5 第2項または第3項の規定による届出は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。
 - 一 個人情報保護委員会が定めるところにより、電子情報処理組織（個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機と届出を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法
 - 二 個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年10月5日個人情報保護委員会規則第3号。以下「個人情報保護法施行規則」という。）別記様式第1による届出書および当該届出書に記載すべき事項を記録した光ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）を提出する方法
- 6 代理人によって第2項または第3項の規定による届出を行う場合には、個人情報保護法施行規則別記様式第2によるその権限を証する書面（電磁的記録を含む。以下同じ。）を個人情報保護委員会に提出しなければならない。
- 7 個人情報保護法第23条第4項の規定による公表がされた後、速やかに、インターネットの利用その他の適切な方法により、第2項に掲げる事項（同項第2号、第3号または第5号に掲げる事項に変更があったときは、変更後の当該各号に掲げる事項）を公表するものとする。
- 8 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
 - 一 利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部または一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合
 - 二 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨ならびに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的および当該個人データの管理について責任を有する者の氏名または名称について、あらかじめ、本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態に置いているとき
- 9 前項第2号の場合には、同号の共同して利用する者の範囲を、当該共同して利用する者のすべての氏名もしくは名称の表示、当該共同して利用する者のすべてのみが行う業務の種類表示またはその他の客観的に当該共同して利用する者を特定できる方法による表示をすることにより、できる限り具体的に明らかにする。
- 10 第8項第2号に規定する利用する者の利用目的または個人データの管理について責任を有する者の氏名もしくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態に置く。

（外国にある第三者への提供の制限）

- 第19条 外国（本邦の域外にある国または地域をいう。以下同じ。）（個人の権利利益を保護する上でわが国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）にある第三者（個人データの取扱いについて個人情報保護法第4章第1節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要なものとして次項に定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この条において同じ。）に個人データを提供する場合には、前条第1項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。この場合においては、同条の規定は、適用しない。
- 2 個人データの取扱いについて個人情報保護法第4章第1節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な措置として定める基準は、

次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 NHKと個人データの提供を受ける者との間で、当該提供を受ける者における当該個人データの取扱いについて、適切かつ合理的な方法により、個人情報保護法第4章第1節の規定の趣旨に沿った措置の実施が確保されていること。
- 二 個人データの提供を受ける者が、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けていること。

(第三者提供に係る記録の作成等)

第20条 個人データを第三者(個人情報保護法第2条第5項各号に掲げる者を除く。以下本条および次条において同じ。)に提供したときは、文書、電磁的記録またはマイクロフィルムを用いて作成する方法により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が個人情報保護規程第18条第1項各号または第8項各号のいずれかまたは同規程第19条の規定による個人データの提供にあつては、同規程第18条第1項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 個人情報保護規程第18条第2項の規定により個人データを第三者に提供した場合 次のイからニまでに掲げる事項
 - イ 当該個人データを提供した年月日
 - ロ 当該第三者の氏名または名称その他の当該第三者を特定するに足りる事項(不特定かつ多数の者に対して提供したときは、その旨)
 - ハ 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項
 - ニ 当該個人データの項目
- 二 個人情報保護規程第18条第1項または同規程第19条の規定により個人データを第三者に提供した場合 次のイおよびロに掲げる事項
 - イ 第18条第1項または同規程第19条の本人の同意を得ている旨
 - ロ 前号ロからニまでに掲げる事項
- 2 前項各号に定める事項のうち、既に前項、次項および第4項に規定する方法により作成した前項の記録(当該記録を保存している場合におけるものに限る。)に記録されている事項と内容が同一であるものについては、前項の当該事項の記録を省略することができる。
- 3 第1項の記録は、個人データを第三者に提供した都度、速やかに作成しなければならない。ただし、当該第三者に対し個人データを継続的にもしくは反復して提供(個人情報保護規程第18条第2項の規定による提供を除く。以下この項において同じ。)したとき、または当該第三者に対し個人データを継続的にもしくは反復して提供することが確実であると見込まれるときの記録は、一括して作成することができる。
- 4 前項の規定にかかわらず、個人情報保護規程第18条第1項または同規程第19条の規定により、本人に対する物品または役務の提供に関連して当該本人に係る個人データを第三者に提供した場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に第1項各号に定める事項が記載されているときは、当該書面をもって第1項の当該事項に関する記録に代えることができる。
- 5 第1項の記録を、当該記録を作成した日から次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間保存しなければならない。
 - 一 前項に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して1年を経過する日までの間
 - 二 第3項ただし書に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して3年を経過する日までの間
 - 三 前2号以外の場合 3年
- 6 個人データを提供した第三者から、個人情報保護法第26条に規定する確認を受ける場合には、当該確認に係る事項を偽ってはならない。

(第三者提供を受ける際の確認等)

第21条 第三者から個人データの提供を受けるに際しては、次の各号に掲げる事項に応じ、それぞれ

当該各号に定める方法による確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が個人情報保護法第23条第1項各号または同条第5項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 当該第三者の氏名または名称および住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体が代表者または管理人の定めのあるもの）にあっては、その代表者または管理人の氏名（第3号に掲げる事項に該当するものを除く。）当該個人データを提供する当該第三者から申告を受ける方法その他の適切な方法
 - 二 当該第三者による当該個人データの取得の経緯（次号に掲げる事項に該当するものを除く。）当該個人データを提供する当該第三者から当該第三者による当該個人データの取得の経緯を示す契約書その他の書面の提示を受ける方法その他の適切な方法
 - 三 当該第三者から他の個人データの提供を受けるに際して既に前2号で規定する方法による確認（当該確認について第2項、第4項および第5項に規定する方法による記録の作成および保存をしている場合におけるものに限る。）を行っている事項 当該事項の内容と当該提供に係る前2号に掲げる事項の内容が同一であることの確認を行う方法
- 2 前項の規定による確認を行ったときは、文書、電磁的記録またはマイクロフィルムを用いて作成する方法により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項に関する記録を作成しなければならない。
- 一 個人情報保護法第23条第2項の規定により個人データの提供を受けた場合 次のイからホまでに掲げる事項
 - イ 個人データの提供を受けた年月日
 - ロ 第1項各号に掲げる事項
 - ハ 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項
 - ニ 当該個人データの項目
 - ホ 個人情報保護法第23条第4項の規定により公表されている旨
 - 二 個人情報保護法第23条第1項または同法第24条の規定により個人データの提供を受けた場合 次のイおよびロに掲げる事項
 - イ 個人情報保護法第23条第1項または同法第24条の本人の同意を得ている旨
 - ロ 前号ロからニまでに掲げる事項
 - 三 第三者（個人情報取扱事業者に該当する者を除く。）から個人データの提供を受けた場合 第1号ロからニまでに掲げる事項
- 3 前項各号に定める事項のうち、既に前項、次項および第5項に規定する方法により作成した前項の記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）に記録された事項と内容が同一であるものについては、同項の当該事項の記録を省略することができる。
- 4 第2項の記録は、第三者から個人データの提供を受けた都度、速やかに作成しなければならない。ただし、当該第三者から継続的にもしくは反復して個人データの提供（個人情報保護法第23条第2項の規定による提供を除く。以下この条において同じ。）を受けたとき、または当該第三者から継続的にもしくは反復して個人データの提供を受けることが確実であると見込まれるときの記録は、一括して作成することができる。
- 5 前項の規定にかかわらず、本人に対する物品または役務の提供に関連して第三者から当該本人に係る個人データの提供を受けた場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に第2項各号に定める事項が記載されているときは、当該書面をもって同項の当該事項に関する記録に代えることができる。
- 6 第2項の記録を、当該記録を作成した日から次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間保存しなければならない。
- 一 前項に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人データの提供を受けた日から起算して1年を経過する日までの間
 - 二 第4項ただし書に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人データの提供を受けた日から起算して3年を経過する日までの間
 - 三 前2号以外の場合 3年

第5章 保存期間

(個人データの保存期間および消去)

第22条 利用目的に必要な範囲で個人データの保存期間を定めるよう努める。

- 2 個人データを取得した場合は、あらかじめその保存期間を公表している場合を除き、速やかに、その保存期間を、本人に通知し、または公表するよう努める。
- 3 第1項の規定により定めた保存期間が満了したときまたは利用する必要がなくなったときは、当該保存期間に係る個人データを消去するよう努める。

第6章 開示等の求め

(保有個人データに関する事項の公表等)

第23条 保有個人データに関する次に掲げる事項について、ホームページへの掲載等により本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置く。

- 一 すべての保有個人データの利用目的（第9条第4項第1号から第3号までに該当する場合を除く。）
- 二 次条第1項から第4項までに規定する求め（以下「開示等の求め」という。）に応じる手続きならびに第29条の規定に基づく費用および郵送料の額
- 三 保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先

(開示等の求めの受け付け)

第24条 本人から、当該本人が識別される保有個人データについて、次に掲げる求めがあったときは、これを受け付ける。

- 一 利用目的の通知の求め
 - 二 開示（当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）の求め
- 2 本人から、当該本人が識別される保有個人データについて、その内容が事実でないという理由によって、次に掲げる求めがあったときは、これを受け付ける。
- 一 内容の訂正の求め
 - 二 内容の追加の求め
 - 三 内容の削除の求め
- 3 本人から、当該本人が識別される保有個人データについて、それが第5条の規定に違反して取り扱われているという理由または第7条もしくは第8条の規定に違反して取得されたものであるという理由によって、次に掲げる求めがあったときは、これを受け付ける。
- 一 利用の停止の求め
 - 二 消去の求め
- 4 本人から、当該本人が識別される保有個人データについて、それが第18条第1項または第19条の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、第三者への提供の停止の求めがあったときは、これを受け付ける。
- 5 開示等の求めが、次に掲げる代理人によってなされる場合も、これを受け付ける。
- 一 未成年者または成年被後見人の法定代理人
 - 二 開示等の求めをすることにつき本人が委任した代理人
- 6 開示等の求めは、次に掲げる場所で受け付ける。
- 一 NHK放送センター
 - 二 全国の拠点放送局および放送局

(開示等の求めの書面)

第25条 開示等の求めの受け付けにあたっては、本人または前条第5項に規定する代理人に対し、次に掲げる事項を日本語で記載した書面を持参しまたは郵送で提出するよう求める。

- 一 本人の名前および住所
 - 二 開示等の求めを行う者が前条第5項に規定する代理人である場合は、代理人の名前および住所
 - 三 開示等の求めの対象
 - 四 前条第2項に規定する内容の訂正、追加または削除(以下「訂正等」という。)の求めにあつては、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実と異なる部分
 - 五 前条第3項に規定する利用の停止または消去(以下「利用停止等」という。)の求めおよび同第4項に規定する第三者への提供の停止の求めにあつては、求めを行う理由
 - 六 NHKオンデマンドサービスの利用に関する保有個人データの開示等の求めにあつては、当該利用について用いられたID
- 2 開示等の求めの受け付けにあたっては、求めを行う者が本人であることを証明する次に掲げる書類(開示等の求めの書面に記載されている開示等の求めを行う者の名前および住所が記載されているものに限る。)のいずれかを、提示するよう求める。
- 一 運転免許証
 - 二 健康保険被保険者証
 - 三 在留カード、特別永住者証明書またはこれらの書類とみなされる外国人登録証明書
 - 四 住民基本台帳カード(住所記載のあるもの)
 - 五 旅券
 - 六 前5号に掲げるもののほか、求めを行う者が本人であることを確認することができるもの
- 3 郵送による開示等の求めの受け付けにあたっては、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類(開示等の求めの書面に記載されている開示等の求めを行う者の名前および現在の住所が記載されているものに限る。)のいずれかのコピーおよび開示等の求めを行う者の住民票の写し等(開示等の求めをする日前30日以内に作成されたものに限る。)を提出するよう求める。
- 4 開示等の求めが前条第5項に規定する代理人によってなされる場合は、前2項に定める場合において本人確認のために必要となる書類の提示または提出のほか、次の各号に掲げる書類を、持参の場合は提示するよう、郵送の場合は提出するよう求める。
- 一 未成年者の法定代理人にあつては、戸籍謄本、戸籍抄本、住民票記載事項証明書その他その資格を証明する書類
 - 二 成年被後見人の法定代理人にあつては、当該成年後見に関する登記事項証明書その他その資格を証明する書類
 - 三 前条第5項第2号に規定する者にあつては、本人の印鑑証明書を添付した委任状
- 5 開示等の求めの書面に形式上の不備があると認めるときは、求めを行った者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合においては、補正の参考となる情報を提供するよう努める。
- 6 開示等の求めに関し、本人に対して、その求めの対象となる保有個人データを特定するに足りる事項の提示を求めることができる。その場合は、本人が容易かつ的確に開示等の求めをすることができるよう、当該保有個人データの特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとるものとする。
- 7 NHKオンデマンドサービスの利用に関する保有個人データの開示等の求めにあつては、開示等の求めの書面に記載された事項と、本人が第1項第6号のIDを登録した際に届け出た、または、後に変更を届け出た事項が一致しない場合は、開示等の求めを受け付けない。

(利用目的の通知の求めに対する措置)

第26条 利用目的の通知の求めを受け付けたときは、求めを行った者に対し、書面の交付により、遅滞なく、当該利用目的を通知する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合で、利用目的の通知をしない旨の判断をしたときは、求めを行った者に対し、遅滞なく、その旨を、判断の理由とあわせ

て書面により連絡する。

- 一 第23条の規定により、当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合
- 二 第9条第4項第1号から第3号までに該当する場合

(開示の求めに対する措置)

第27条 開示の求めを受け付けたときは、求めを行った者に対し、書面の交付により、遅滞なく、当該保有個人データを開示する。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部または一部を開示しないことができる。

- 一 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - 二 NHKの業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - 三 法令に違反することとなる場合
- 2 開示を求められた保有個人データの全部または一部について、開示しない旨の判断をしたときまたは当該保有個人データが存在しないときは、求めを行った者に対し、遅滞なく、その旨を、判断の理由とあわせて書面により連絡する。
- 3 個人情報保護法および同法施行令以外の法令（以下「他の法令」という。）の規定により、本人に対し第1項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部または一部を開示することとされている場合には、当該全部または一部の保有個人データについては、同項の規定は、適用しない。

(第三者保護手続き)

第28条 第三者に関する情報が含まれている保有個人データの開示を求められた場合は、前条第1項第1号の事由の有無を判断するため、当該第三者に対し、当該保有個人データを開示することについて、意見書を提出するよう求めることができる。その場合は当該第三者に対し、意見書の提出を求める連絡を受けた日から2週間以内に意見書を提出するよう求めるものとする。

- 2 前項の保有個人データの開示にあたっては、当該第三者からの意見書提出の有無および提出された意見書の内容を考慮する。
- 3 当該第三者が当該保有個人データの開示に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、なおNHKが当該保有個人データを開示するとの判断を行おうとするときは、反対意見書を提出した第三者に対し、開示の求めを行った者へ開示する旨、その理由および当該連絡を受けた日から2週間以内に再検討の求めができる旨を遅滞なく書面により連絡する。
- 4 前項の期間内に当該第三者からの再検討の求めがなかった場合には、当該保有個人データの開示を行う。

(費用の負担)

第29条 次の各号に掲げる書面の費用および当該書面の交付を郵送によって行う場合の郵送料は、当該書面に係る求めを行った者の負担とする。

- 一 第26条の規定に基づいて交付する利用目的を記載した書面
 - 二 第27条の規定に基づいて交付する保有個人データを記載した書面
- 2 前項に規定する書面の費用および郵送料は、別表に掲げる金額とする。

(訂正等の求めに対する措置)

第30条 訂正等の求めを受け付けたときは、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手続きが定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの訂正等を行う。

- 2 保有個人データの全部もしくは一部について訂正等を行ったときまたは訂正等を行わない旨の判断

をしたときは、求めを行った者に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を、判断の理由とあわせて書面により連絡する。

（利用停止等の求めに対する措置）

第31条 利用停止等の求めを受け付けた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行う。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

2 保有個人データの全部もしくは一部について利用停止等を行ったときまたは利用停止等を行わない旨の判断をしたときは、求めを行った者に対し、遅滞なく、その旨を、判断の理由とあわせて書面により連絡する。

（第三者への提供の停止の求めに対する措置）

第32条 第三者への提供の停止の求めを受け付けた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止する。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

2 保有個人データの全部もしくは一部について第三者への提供を停止したときまたは第三者への提供を停止しない旨の判断をしたときは、求めを行った者に対し、遅滞なく、その旨を、判断の理由とあわせて書面により連絡する。

（問い合わせへの対応）

第33条 開示等の求めに係る規定にかかわらず、本人から当該本人の保有個人データに関する問い合わせがあった場合は、本人であることが確認できる場合に限り、速やかに、可能な範囲で回答する。

第7章 再検討の求め

（再検討の求め）

第34条 開示等の求めに対してNHKが行った次に掲げる判断について、当該求めを行った者は、判断の通知を受けた日から2週間以内に、NHKに対して再検討の求めを行うことができる。

- 一 保有個人データの利用目的の通知をしない旨の判断
- 二 保有個人データの全部または一部について開示しない旨の判断
- 三 保有個人データの全部または一部について訂正等を行わない旨の判断
- 四 保有個人データの全部または一部について利用停止等を行わない旨の判断
- 五 保有個人データの全部または一部について第三者への提供を停止しない旨の判断

（再検討の求めの受け付け）

第35条 再検討の求めの受け付けにあたっては、再検討の求めを行う者に対し、次に掲げる事項を日本語で記載した書面を持参しまたは郵送で提出するよう求める。

- 一 再検討の求めを行う者の名前および住所
- 二 再検討の求めを行う者が第24条第5項に規定する代理人である場合は、代理人の名前および住所

三 再検討の求めの対象となるNHKの判断

四 再検討を求める理由

2 再検討の求めは、第24条第6項に掲げる場所で受け付ける。

(NHK情報公開・個人情報保護審議委員会への意見の求め)

第36条 再検討の求めがあったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、再検討の求めに係るNHKの見解を付して、NHK情報公開・個人情報保護審議委員会(以下「審議委員会」という。)の意見を求める。

一 再検討の求めが手続き上不備のため受け付けないとき

二 再検討の求めに係る当初判断を取り消しまたは変更し、当該再検討の求めに係る開示等の求めに対して、再検討の求めを行った者から求められた措置の全部を行うとき

(意見を求めた旨の連絡)

第37条 前条の規定により意見を求めたときは、再検討の求めを行った者に対し、その旨を書面により連絡する。

(審議委員会の意見の尊重)

第38条 NHKは、審議委員会の意見を尊重して、再検討の求めに対する判断を行う。

(再検討の求めに対する措置)

第39条 前条の規定により判断を行ったときは、再検討の求めを行った者に対し、審議委員会の意見を付して、その判断結果を直ちに書面により連絡する。

2 前項の場合において、再検討の求めに係る開示等の求めに対して、再検討の求めを行った者から求められた措置の全部または一部を行わない判断については、その理由をあわせて連絡する。

(反対意見書を提出した第三者からの再検討の求め)

第40条 第34条から前条までの規定は、第28条第3項の反対意見書を提出した第三者からの再検討の求めについて準用する。この場合において、第34条中「次に掲げる判断」とあるのは「第28条第3項の反対意見書の提出にもかかわらず保有個人データを開示する旨の判断」と、第37条および前条第1項中「再検討の求めを行った者」とあるのは「再検討の求めを行った者および当該再検討の求めに係る開示の求めを行った者」と読み替えるものとする。

第8章 匿名加工情報

(匿名加工情報の作成等)

第41条 匿名加工情報(匿名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。)を作成するときは、特定の個人を識別することおよびその作成に用いる個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして次に定める基準に従い、当該個人情報を加工しなければならない。

一 個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部または一部を削除すること(当該全部または一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

二 個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

- 三 個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号(現にNHKにおいて取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。)を削除すること(当該符号を復元することのできる規則性を有しない方法により当該個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報を連結することができない符号に置き換えることを含む。)
 - 四 特異な記述等を削除すること(当該特異な記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)
 - 五 前各号に掲げる措置のほか、個人情報に含まれる記述等と当該個人情報を含む個人情報データベース等を構成する他の個人情報に含まれる記述等との差異その他の当該個人情報データベース等の性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること。
- 2 匿名加工情報を作成したときは、その作成に用いた個人情報から削除した記述等および個人識別符号並びに前項の規定により行った加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために必要なものとして次に定める基準に従い、これらの情報の安全管理のための措置を講じなければならない。
 - 一 加工方法等情報(匿名加工情報の作成に用いた個人情報から削除した記述等および個人識別符号並びに前項の規定により行った加工の方法に関する情報(その情報を用いて当該個人情報を復元することができるものに限る。))をいう。以下この条において同じ。)を取り扱う者の権限および責任を明確に定めること。
 - 二 加工方法等情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って加工方法等情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。
 - 三 加工方法等情報を取り扱う正当な権限を有しない者による加工方法等情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。
 - 3 匿名加工情報を作成したときは、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により、当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を公表しなければならない。
 - 4 NHKが他の個人情報取扱事業者に委託して匿名加工情報を作成した場合は、NHKが当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を前項に規定する方法により公表するものとする。
 - 5 匿名加工情報を作成して当該匿名加工情報を第三者に提供するときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目およびその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を電子メールを送信する方法または書面を交付する方法その他の適切な方法により明示しなければならない。
 - 6 匿名加工情報を作成して自ら当該匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。
 - 7 匿名加工情報を作成したときは、当該匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、当該匿名加工情報の作成その他の取扱いに関する苦情の処理その他の当該匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

(匿名加工情報の提供)

第42条 匿名加工情報(自ら個人情報を加工して作成したものを除く。)を第三者に提供するときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目およびその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を電子メールを送信する方法または書面を交付する方法その他の適切な方法により明示しなければならない。

(識別行為の禁止)

第43条 匿名加工情報(自ら個人情報を加工して作成したものを除く。)を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等もしくは個人識別符号もしくは個人情報保護法第36条第1項、行政機関の保有する個人

情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第44条の10第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）もしくは独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第44条の10第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、または当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

（安全管理措置等）

第44条 NHKは、匿名加工情報（自ら個人情報を加工して作成したものを除く。）の安全管理のために必要かつ適切な措置、匿名加工情報の取扱いに関する苦情の処理その他の匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

（管理責任者）

第45条 第41条第2項、第7項および前条の安全管理措置の責任者は各部局長とする。

第9章 実施・運用

（個人情報保護管理者の選任）

第46条 会長は、NHKにおけるこの規程の実施および運用に関する責任と権限を持つ者として、役員等の中から個人情報保護管理者（放送受信者ガイドライン第13条に定める個人情報保護管理者をいう。）を指名する。

（個人情報保護責任者の選任）

第47条 個人情報保護管理者は、本部各部局および各放送局におけるこの規程の実施および運用に関する責任と権限を持つ者として、安全管理措置の責任者である各部局長を、個人情報保護責任者に指名する。個人情報保護責任者は、個人情報のセキュリティ対策、苦情・開示等の求めなど本規程を実施する。

（個人情報保護担当者の選任）

第48条 個人情報保護責任者は、所管する部局および放送局において適宜、個人情報のセキュリティ対策、苦情・開示等の求めなど本規程を実施する個人情報保護担当者を指名する。

（苦情への対応）

第49条 個人情報の取扱いに関する苦情については、次に掲げる場所で受け付ける。

- 一 ふれあいセンター
 - 二 NHK放送センター
 - 三 全国の放送局
 - 四 営業センター（ただし、放送受信契約者の個人情報に関する苦情に限る。）
- 2 NHKオンデマンドサービスの実施に伴う個人情報の取扱いに関する苦情については、前項の定めにかかわらず、NHKオンデマンドコールセンター等で受け付ける。
- 3 受け付けた苦情に対しては、内容に応じ、該当する部局の個人情報保護責任者の責任において、迅速かつ適切に対応する。

（監査の実施）

第50条 監査部門は、個人情報がこの規程に基づいて適正に取り扱われているかどうかについて、定期的に監査する。

（漏えい等に関する対応）

第51条 個人データ について、以下のいずれかの事由があった場合には、「個人データの漏えい等の

事案が発生した場合等の対応について」(平成29年個人情報保護委員会告示第1号)に従って対応する。

- 一 個人データ(特定個人情報に係るものを除く。)の漏えい、滅失またはき損
 - 二 加工方法等情報(個人情報保護法施行規則第20条第1号に規定する加工方法等情報をいい、特定個人情報に係るものを除く。)の漏えい
 - 三 上記一または二のおそれ
- 2 NHKが本規程に基づき個人データを提供した第三者から個人情報の漏えい、滅失またはき損があったときは、NHKは、当該第三者に対して必要な報告を求め、再発防止について適切な措置を講じよう求めるものとする。

第10章 視聴履歴・非特定視聴履歴の取扱い

(視聴履歴の取扱い上の注意)

第52条 視聴履歴を取り扱うに当たっては、要配慮個人情報を推知し、または第三者に推知させることのないよう注意しなければならない。

(視聴履歴取得等に係る同意)

第53条 あらかじめ本人の同意を得ないで、次の各号に掲げる目的のために必要な範囲を超えて、視聴履歴を取り扱ってはならない。

- 一 放送の受信、放送番組の視聴または放送番組の視聴に伴い行われる情報の電磁的方式による発信もしくは受信に関し料金または代金の支払いを求める目的
 - 二 統計の作成の目的
 - 三 匿名加工情報の作成の目的
- 2 放送受信者等が前項の規定による同意の求めに対して、同意しなかったことを理由として、放送受信者等による放送の受信を拒み、または妨げてはならない。
- 3 第1項の規定による同意を得た場合であっても、視聴履歴について、本人の求めに応じてその取得を停止することとし、次に掲げる事項について、本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。
- 一 本人の求めに応じて当該本人の視聴履歴の取得を停止すること。
 - 二 本人の求めを受け付ける方法

(非特定視聴履歴の取扱い)

第54条 非特定視聴履歴は特定の放送受信者等を識別することができないため個人情報保護法において規定される個人情報には該当しないが、プライバシーへの配慮を重視し、その取得、保有および利用に際しては法令等および一般財団法人放送セキュリティセンター「放送分野の個人情報保護に関する認定団体指針」の精神を尊重し、適切に取扱う。

- 2 非特定視聴履歴の取扱いに際しては、他の情報との照合等によって特定の個人を識別することができることにならないよう留意する。

第11章 外国法による規律

(外国法の適用を受ける情報の取扱い)

第55条 NHKが保有する個人に関する情報(個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報以外のものも含む。)のうち、その取扱いにつき外国法の適用を受ける情報の取扱いについては、別途細則によってこれを定める。

- 2 前項の外国法の適用を受ける情報のうち、個人情報に該当する情報については、この規程と前項の細則を重疊的に適用する。

第12章 補則

(実施状況の公表)

第56条 この規程に基づく個人情報保護の実施状況については、ホームページへの掲載等により公表する。

(変更)

第57条 個人情報の適正な取扱いを維持するため、適宜、この規程を見直す。

2 この規程を変更した場合は、遅滞なく公表する。

付 則（平成16年12月21日）
（施行期日）
この規程は、平成17年4月1日から施行する。

付 則（平成19年4月16日）
（施行期日）
この規程は、平成19年4月23日から施行する。

付 則（平成20年11月18日）
（施行期日）
この規程は、平成20年11月20日から施行する。

付 則（平成23年6月6日）
（施行期日）
この規程は、平成23年6月30日から施行する。

付 則（平成27年3月16日）
（施行期日）
この規程は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（平成27年7月28日）
（施行期日）
この規程は、平成27年8月1日から施行する。

付 則（平成28年1月5日）
（施行期日）
この規程は、平成28年1月8日から施行する。

付 則（平成29年4月18日）
（施行期日）
この規程は、平成29年5月30日から施行する。

付 則（2019年3月12日）
（施行期日）
この規程は、2019年3月12日から施行する。

付 則（2019年12月24日）
（施行期日）
この規程は、2020年1月1日から施行する。

別表

書面	1枚につき10円
郵送料	実費